

平成30事業年度第2回農林水産消費安全技術センター契約監視委員会審議概要

開 催 日	平成30年11月20日(火)
場 所	さいたま新都心合同庁舎検査棟7階 大会議室
出 席 者	委員長：寺山 昌文 (寺山公認会計士事務所所長) 委 員：大塚 嘉一 (菊地総合法律事務所所長) 委 員：二階堂孝子 (独立行政法人農林水産消費安全技術センター監事)
議 題	(1) 平成30事業年度（第1及び第2四半期）の契約状況の点検・見直し ・「競争性のない随意契約」及び「一者応札・一者応募」について (2) その他
審 議 概 要	(1) 平成30事業年度（第1及び第2四半期）の契約状況の点検・見直し 資料について担当者から説明を受け各契約の妥当性や競争性の確保の状況を確認するとともに、一者応札・一者応募の改善方法の適切性に関する審議を行い、説明内容の点検を行った。 主な質疑応答は以下のとおり。 ① 資料4の3番の「電子ファイル自動暗号化保守業務」、4番の「農薬登録票作成システム運用・保守業務」、9番の「独立行政法人会計システム運用支援業務」について、昨年度の契約監視委員会の資料では「今後は競争性のない随意契約への移行を検討していく」と記載されていたが、検討の結果はどうであったかと説明を求めた。 担当者から、該当業務担当課と契約の競争性について検討しているが、競争性がない契約に該当するとの結論には至っていないとの説明を踏まえ、検討を行った過程が分かるように資料に記載するよう指示した。 ② 資料4の1番の「名古屋センター職員健康診断及び健康管理委託業務（単価契約）」について、昨年度の契約監視委員会の資料ではアンケート結果の項に「少人数かつ検査項目が多岐にわたり利益が望めない」との意見に対する改善の検討は行われたのかと説明を求めた。 担当者から、仕様書の作成担当である名古屋センターにおいて検討を行ったが、結果として仕様書の変更には至らなかったとの説明があった。 ③ 資料4の6番の「トナーカートリッジ等供給業務（単価契約）」について、ISOの認証取得が応札の要件とされている点について説明を求めた。

担当者から、従来から I S O の認証取得を応札の要件としてきたが、アンケート回答の中で応札を行わなかった理由にあげられたこと、製造業者以外は I S O の認証を取得していない場合も多いと考えられるため、来年度からは、I S O の認証取得を必須要件とせず、他の方法でも要求仕様を満たすことを証明出来るようにすることを検討するとの回答があった。

④ 資料4の15番の「神戸センター職員健康診断（単価契約）・産業医委託契約」について、契約の範囲及び同契約の実施場所が神戸センターであるが、契約の相手方住所が東京都であることについて、説明を求めた。

担当者から、職員の健康診断と産業医の委託を一つの契約としたものであり、相手方業者の本部は東京であるが、兵庫県に支部があり、その支部が当該事業を行うとの説明があった。

⑤ 資料4の20番の「平成30事業年度会計監査業務」について、複数年契約の内容について説明を求めた。

担当者から、契約締結日が本年9月であるが、監査業務は翌年度の6月まで行われ年度をまたぐため、複数年契約との表記となっているとの説明があった。

（2）その他

事務局から特に報告等はなかった。